

【択一問題】（科目別－労災雇用徴収 9-10）

次の記述のうち、正しいと思われるものには「○」、誤っていると思われるものには「×」と答え、誤っていると思われるものについては誤りの理由を書いてください。

- 1 労働保険料の算定の基礎となる賃金のうち、通貨以外のもので支払われるものの評価額は、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長が定める（14－雇 8）。
- 2 労災保険に係る労働保険の保険関係は、労災保険法の適用事業が開始された日の翌日に成立する（15－災 8）。
- 3 労災保険の保険関係が成立した事業の事業主は、その成立した日から 10 日以内に、所定の事項を政府に届け出なければならない（18－災 8）。
- 4 労働保険の保険関係が消滅した事業の事業主は、その消滅した日の翌日から起算して 15 日以内に、所定の事項を政府に届け出なければならない（15－災 8）。
- 5 事業主が同一人である二以上の有期事業について、それぞれの事業の規模が厚生労働省令で定める規模以下であり、それぞれの事業が他のいずれかの事業の全部又は一部と同時に行われ、かつ、厚生労働省令で定める要件に該当する場合には、徴収法の適用については、それらの事業の全部が一の事業とみなされる（17－災 10）。
- 6 一括される有期事業についての事業主は、それぞれの事業を開始したときは、その開始の日から 10 日以内に、一括有期事業開始届を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない（17－災 10）。
- 7 数次の請負によって行われる建設の事業については、徴収法の適用上それらの事業は一の事業とみなされ、元請負人のみが当該事業の事業主とされるのが原則であるが、下請負人の申請により、その請負に係る事業を一の事業とみなして下請負人のみを当該事業の事業主とすることについて厚生労働大臣の認可を受けたときは、元請負人の諾否にかかわらず、当該下請負人の請負に係る事業については、当該下請負人のみが事業主とされる（13－災 8）。
- 8 一般保険料の額は、原則として、賃金総額に保険料率を乗じて得た額であるが、労災保険に係る保険関係が成立している数次の請負による事業であって賃金総額を正確に算定することが困難なものについては、請負金額に、事業の種類に応じ厚生労働省令で定める率（労務費率）を乗じて得た額が賃金総額とされる（16－災 9）。
- 9 労災保険率は、政令で定めるところにより、労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去 3 年間の業務災害及び通勤災害に係る災害率並びに二次健康診断等給付に要した費用の額、労働福祉事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣が定める（14－災 8）。

10 継続事業の事業主は、保険年度ごとに、保険年度の初日（保険年度の中途に保険関係が成立したものについては、その保険関係が成立した日）から50日以内に、概算保険料申告書に添えて概算保険料を納付しなければならない（12-災9）。

11 概算保険料について、当該保険年度末又は事業終了時までの間に賃金総額の見込額が2倍を超えて増加することが見込まれる場合で、かつ、その増加額が当該概算保険料との額の差額が13万円以上である場合には、継続事業であるか有期事業であるかにかかわらず、当該賃金総額の増加が見込まれた日の翌日から起算して30日以内に申告・納付を行わなければならない（16-雇9）。

12 労災保険及び雇用保険の保険関係が保険年度当初に共に成立している継続事業については、納付すべき概算保険料の額が40万円以上でなければ、延納をすることができないが、労働保険事務の処理を労働保険事務組合に委託している場合には、概算保険料の額の如何にかかわらず延納することができる（13-雇8）。

13 有期事業について、労働保険料を延納する場合、労働保険事務の処理を事務組合に委託している事業主であっても、納付期限は事務組合に委託していない事業主と同じに設定されている（17-雇10）。

14 既に納付した概算保険料の額が申告した確定保険料の額を超える場合、事業主が充当の申出を行った場合は、次の保険年度の概算保険料又は未納の労働保険料その他労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定による徴収金に充当され、充当の申出のない場合は超過額が還付される（18-雇8）。

15 追徴金とは、納付すべき保険料額を不当に納付しない場合に課する懲罰的金銭をいい、いわゆる認定決定に係る概算保険料若しくは確定保険料又はその不足額を納付しなければならない場合に徴収するものである（15-雇8）。

16 事業主が預貯金の払出しとその払い出した金銭による印紙保険料以外の労働保険料の納付をその預貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨を申し出た場合に、それが政府によって承認されるのは、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが労働保険料の徴収上有利と認められるときに限られる（14-災9）。

以 上

【択一解答】（科目別－労災雇用徴収 9-10）

(1)	○	
(2)	×	翌日ではなく、その日
(3)	○	
(4)	×	保険関係が消滅した場合、保険料確定精算手続をすればよく届出は不要
(5)	○	
(6)	×	開始の日から 10 日以内ではなく、開始の日の属する月の翌月 10 日まで
(7)	×	下請負人だけではなく、元請負人及び下請負人が共同で行う
(8)	×	請負による事業ではなく、請負による建設の事業
(9)	○	
(10)	○	
(11)	○	
(12)	○	
(13)	○	
(14)	×	充当と還付では、還付が優先される
(15)	×	認定決定に係る概算保険料については、追徴金は徴収されない
(16)	○	
(17)		
(18)		
(19)		
(20)		
(21)		
(22)		
(23)		
(24)		
(25)		
(26)		
(27)		
(28)		
(29)		
(30)		